

'22春闘ニュース



発行元：神奈川県労働組合総連合 - 横浜市中区桜木町3-9横浜平和と労働会館 6F TEL045-212-5855 / FAX045-212-5745

2021年 はたらく女性の神奈川県集会 開催

神奈川労連・女性センターは12月5日、「21はたらく女性の神奈川県集会」を開きました。1989年に日本で初めて「セクハラ訴訟・福岡事件(1992年判決)」の代理人を務めた角田由紀子弁護士が「ハラスメントは人権侵害」と題して講演を行いました。福岡事件は、ほぼ全面勝利判決を勝ち取り、使用者責任も認め、加害者個人にも責任あるとする社会的認識が広がる契機となりました。



アメリカでは、1964年に「雇用における性差別禁止」、1986年には連邦高裁がセクハラに対して使用者責任を認め、性差別の声が広がりました。しかし、日本では、福岡事件判決から29年を経ても、財務省事務次官の「女性記者へのセクハラ」が暴露され、中央官庁でセクハラが横行していることが明らかになりました。これらは日本社会や仕組み、法制までもが、女性を低位に捉え、差別とともに男性優位となっていることに根本的原因があります。

角田弁護士は、ILO190号条約(仕事の世界における暴力及びハラスメントの撤廃に関する条約)が国際的 highest 峰のハラスメント対応法であるが、日本には「ハラスメント禁止法」が未制定のため批准していない。唯一セクハラを争える法的根拠は「民法・不法行為法」だけであり、裁判では被害者がさらに被害を被り、加害者が権力や資金面でも圧倒的優位になっている。被害者は退職に追い込まれ生活も困難になる。均等法はセクハラを性差別の視点でなく雇用管理に限定した定義となっている。

また、日本には、セクハラやハラスメントの法的定義がなく、セクハラから派生した「カスハラ」「アカハラ」など「〇〇ハラメント」という造語が生まれていますが、それぞれに明確な定義もなく、ハラスメント禁止運動の総結集を難しくしている側面が危惧されています。

「ハラスメント禁止」を明確にし、罰則付きの「新しい法律」をつくる大規模な国内運動の構築、裁判だけでなく迅速に裁定する機関の創設の必要性を強く語りました。

集会では、ユーコープ労組、医労連、電機情報ユニオンから組合の取り組みや実態、「川崎性暴力・解雇事件」への支援の訴えがありました。参加者は、会場・オンライン含めて81人、男性は6人でした。

緑陽苑争議 (第3次不当劳3回目調査)

緑陽苑争議の第3次不当劳救济申し立ての第3回期日が2021年12月1日(水)14時から、神奈川県労働員会で行われました。

川崎労連からは吉根が傍聴に参加いたしました。

この日も前回と同様に、労使別々に聞き取りが行われました。この日は労働委員・使用者委員の2人から下記の提案がありました。

- ・ 2か所の掲示板を使用できるようにする。
- ・ 団体交渉のルールを設ける。
- ・ 組合のレターボックスを事業所外に移す
(組合に譲歩してほしい)

これについて、組合側は、住所変更(レターボックスの移転)は認めない。Web団交には応じる。事前の事務折衝は文書で佐藤分会長を窓口に行う。と答えました。

また同提案に対し法人側は掲示板については、従前と同じものなら設置しても問題ない。団体交渉はWebでなら応じる。と答えた模様です。

※なお、後日、法人側からの「掲示板については、従前と同じものなら設置しても問題ない。」との発言に対し、組合側から「掲示板は保管してある」と伝えたところ、法人は前言を翻したそうです。

星野弁護士の話では、今後労働委員会は審問なし(法人の主張をこれ以上聞く気がない)で命令を出すつもりとのこと。(命令が出るのは2022年5月ごろになる見通し)

次回の期日は

1月25日(火) 13時～ (結審の予定)



秋の憲法学習会 開催



コロナ禍において6カ月も間、国会を開かなかったことに国民の怒り、政権へ追及を求める声も広がる中、臨時国会が12月6日に開会しました。

岸田首相の所信表明演説で打ち出した「57兆円経済対策」「改憲促進」に早くも国民から疑問の声が投げかけられています。

神奈川憲法会議は、1993年の憲法原理に反する「小選挙区制」の導入以降、毎年5月3日憲法記念日と憲法公布の秋に「憲法学習会」を開催しています。12月7日には、仁比聡平さん（弁護士、前参議院議員）に総選挙後の情勢と改憲勢力の動きをテーマに語っていただきました。

総選挙で自民党候補に1万票差まで追い詰めた選挙区は32。野党共闘が確かな成果を出した。自民党は選挙序盤から野党共闘を攻撃し「ギリギリのところでタマタマ勝てた」と言ってるように、市民が作り上げた「野党共通政策」に怯えていた。野党共闘を発展させ、「野党共通政策」を肉付けして、政権交代の運動をさらに大きくすることが次のステップとして重要。勇気をもって「立ち上がった」方々や「沈黙しない」と声を上げ続けた多くの若者たちがいたが、議席に結びつかなかったことを悔しがり、投票率が低かったことに憂いている。市民に諦めないことを働きかけ政治に関心を持ち続けてもらうことも必要だ。

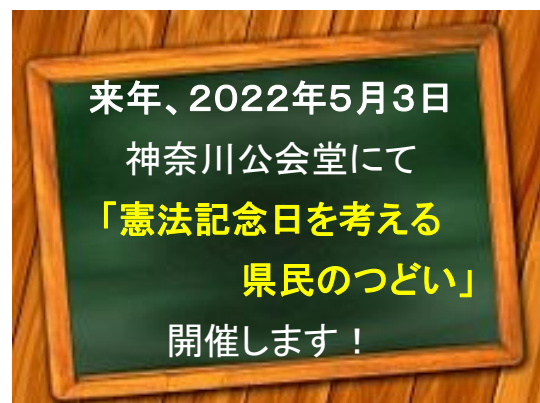
選挙制度の問題もある。小選挙区制が導入されて「大党」が有利になり、大量の「死票」が発生してしまうが、参議院選挙の32選挙区の1人区で野党共闘を強固に堅持することで、選挙制度の問題を乗り越えることができる。市民の声が野党を結び付け、市民の力で発展させることが必要。

憲法は、「新たな危険」領域に入った。岸田政権が安倍・菅政権の9条破壊を加速させ、敵基地攻撃や日米共同の強化を打ち出し、臨時国会の憲法審査会で改憲案討議入りを狙っている。選挙結果によって改憲派が増加したが、改憲勢力が国会議員の3分の2を支

配していても改憲審議をさせなかったのは市民の運動と野党共闘があったからこそ。憲法を守る運動は確実に増えている。改憲と9条破壊を阻止するには、憲法の価値を語り合う運動を拡げることが重要。

自民党は、コロナ禍を改憲のチャンスと捉えている。コロナ対策がうまくいかなかったのは、憲法のせいだ、緊急事態条項が必要だと攻撃してくるでしょう。阪神淡路大震災の時、政府は「私有財産は補償しない」と言い続けたが、市民の運動が憲法に基づく「補償を実現」させたことが、コロナ禍での補償につながった。しかし、「補償なき自粛」「中小零細企業の淘汰」も行われた。岸田内閣はコロナ対策の縮小を進めようとしている。市民に冷たい政治、憲法に反する政治に逆戻りさせてはならない。

岸田首相は、「改憲に向けて党内の改憲推進本部を改憲“実現”本部に強化」実現本部長に安倍元首相を任命した。「改憲を前提とした国民的議論を促進」と述べている。安保法制（戦争法）のもとで大軍拡が始まっている。敵基地攻撃能力の強化や沖縄の基地建設、中国との対立などで9条破壊を続けている。戦争だけは絶対にしてはならない、9条を守り、アジアの平和をつくるのが重要ととともに、選挙結果で改憲勢力が増えたこと、市民の運動が改憲をそしていることを確信にたたかいを強化しようと呼びかけました。学習会には会場35人25カ所でWEB視聴が行われました。



防大いじめ裁判



防衛大学校で繰り返された人権否定の熾烈ないじめによって、「声を失った」原告が、12月8日の裁判後の報告集会で想いを書面で訴えました。

月日が流れるのは早い。――

いじめからもう7年も経った。防大生や教官などは覚えていないと法廷で言っているが、私は忘れることはできない。どれだけ月日が経っても裁判に勝利しても、消されることはない。死を決意した時もあったが、弁護士や支援のみなさんに勇気をもらい、裁判を続けることができている。

原告の父親は、「今まで息子は想いを伝えることすらできなかった。2人だけでは、何もできなかった。みなさんのおかげで前に進むことができました。裁判で防大の闇を明らかにして、息子の夢を奪った責任を取らせる。勝利するまでご支援をお願いします」と訴えました。

12月8日の第9回裁判では、被告への指導書類やいじめを記録したと思われる資料などの開示が焦点となりました。国・防大・被告は、「国の業務に影響するので開示できない」「存在しない、廃棄した」と主張しました。原告弁護団の矛盾点を指摘した厳しい追及に対し、裁判官は、国・防大・被告に対して「影響するか否かは裁判所が判断する。まずは全面開示。「書類保存規定に反して廃棄したのか、保存規定の開示」を求めました。防衛大学校での上級生によるいじめや、いじめを放置する教官、大学の組織的人権侵害は後を絶ちません。メディアでも幾度となく取り上げられています。防大いじめ事件を支援する会は、ハラスメントのない社会づくりの運動とともに、事件を知ってもらうための学習会やDVD上映会、会員や署名の拡大を呼びかけています。

次回裁判期日は、

2022年3月2日です。

みなさんのご協力をお願いします。

地域労組協議会 定期大会 開催

11月27日に全神奈川地域労組協議会（以下、協議会）第10回定期大会がおこなわれました。

協議会は昨年の第9回定期大会で「相談からの組織化」を強化する専門部の設置、各地域労組からの加盟費による独自財政の確保、規約の制定を確認し、従前より議論してきた「自立した執行体制」の確立に向けて動きだしました。それからこの1年、この方針と体制のもと活動と運動をすすめてきました。

大会ではこの1年間の活動を総括しました。とりわけ専門部を設置したことにより、労働相談センターとの連携が強化され「相談からの組織化」が促進されたことを強調。

これにより独自に相談対応が困難であった地域においても、相談からの組織化で成果を得ていることが報告されました。さらに専任者の配置や専門部での集中した議論など新たな経験や試みが行われたことも示されました。

いっぽうで、一部の役員しか動いていない状況や、各地域労組の力量を引き上げるまでには至っていない課題も明らかとなっています。

次年度はこうした課題を克服し、焦眉の目標である「全県のどこから相談があっても「相談からの組織化」ができる組織」になることを打ち出し、そのためのとりくみや活動方針を確認しました。

第132期 労働学校 第1講座

「貧困・安保・憲法」を共通テーマとした第132期労働学校の第1講座が12月6日に行われました。

「気候変動と今日の情勢」と題して、県学習協副会長の新谷さんが講義。

コロナパンデミックと気候変動の関連など、世界各地で起こっている自然環境の変化を紹介し「気候変動から気候危機へ事態が深刻化している」と強調しました。そのうえで「地球温暖化がなぜ起こるのか、なにが原因か」について言及し、産業革命以降の資本主義によってエネルギーの消費量が爆発的に増加したことが原因であることを、図表も示して解説。

資本主義が生み出した危機を、民主的規制・ルールある社会の構築で打開して

く必要を述べ、「地球温暖化を進めてきた日本人としての責任と自覚、地球人としての自覚と誇りを持つ」と呼びかけ、温暖化防止への時間があまりないなかで、とりわけ政治を変えることの必要性を強調しました。そして、この問題に対して多くの人が自発的・自主的に行動を起こすために、「学んで、知を力にする」ことを訴えまとめました。

第2講座は…

12月13日18:30～

「日本の安全保障と日米安保」と題して平和新聞記者の布施さん。

第3講座は…

12月20日18:30～

「ジェンダー平等と日本国憲法」と題して太田弁護士が行います。ぜひご参加ください。